平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

府省庁名 消費者庁 No 1 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税) 対象税目 要望 独立行政法人国民生活センターにおける特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる 項目名 業務の新設に伴う税制上の非課税措置の拡充 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成 25 年法律第 96 号) (概要) (以下、「消費者裁判手続特例法」という。)に基づき特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続において、 特定適格消費者団体からの要請を受け、裁判所に仮差押命令を申立てる際に必要な担保を、独立行政法人国 民生活センターが特定適格消費者団体に代わって立てる業務 ・特例措置の内容 これまで、独立行政法人国民生活センターについては、地方税法第348条第2項第29号及び第702条の2第 2項において、独立行政法人国民生活センター法(平成15年法律第123号)(以下、「センター法」という。) 第10条第1号から第6号までに規定する業務の用に供する資産で政令で定めるものについて、固定資産税及 び都市計画税を非課税とする措置がとられてきたところである。 今回、同センターの業務として、センター法第10条に特定適格団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保 を立てる業務を明示したことから、当該業務についても、同条第1号から第6号までの業務と同様に固定資 産税及び都市計画税の非課税措置が講じられるようにするものである。 関係条文 地方税法第348条第2項第29号、第702条の2第2項、同法施行令第51条の10 0 (-) **▲**0.1 (**—**) 減収 「初年度」 [平年度] 見込額 [改正増減収額] (単位:百万円) (1) 政策目的 平成 28 年度に全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) に登録された全国の消費生活相談は約 要望理由 88.7万件であり、その内容は多様化・複雑化している。また、平成29年度版消費者白書では、平成28年1 年間の消費者被害・トラブル額(消費者被害・トラブルに関する商品・サービスへの支出総額)は約4.8兆 円と推計されており、消費者被害の救済は喫緊の課題だが、消費者は情報量・交渉力において事業者との格 差があり、解決困難な事案も多い。こうした中、消費者裁判手続特例法が平成28年10月1日に施行され、 被害を受けた消費者に代わって特定適格消費者団体が財産的被害の集団的な回復を求めることができる新し い訴訟制度が創設された。 当該訴訟においては、財産の隠匿・散逸のおそれがある悪質事業者からの被害回復を図る場合には、特定 適格消費者団体が民事保全法に基づき裁判所に仮差押命令の申立てをすることができるが、その際に必要と なる担保を、特定適格消費者団体に代わって独立行政法人国民生活センターが立てることにより、訴訟制度 の実効性を高め、消費者の利益の擁護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する。 (2) 施策の必要性 立担保には多額の金員が必要となるが、特定適格消費者団体は活動の大部分がボランティアに支えられて おり、突発的に発生する悪質事案のために担保金を自ら準備しておくことは困難な状況にある。 特定適格消費者団体が悪質事案について躊躇なく裁判手続を行い、訴訟制度の実効性を確保するためには、 担保金を第三者が一時的に提供し、特定適格消費者団体を財政面で援助する仕組みが必要であることから、 「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」(消費者庁)における検討を踏 まえ、センター法を改正し、特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務をセン ターの新たな業務として規定した。 本要望に 対応する 縮減案

ページ

1—1

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	国民生活センターが消費者行政の中核的な実施機関として、消費者裁判手続を実施する特定 適格消費者団体を援助し、消費者裁判手続法の実効性を高めることで、消費者の利益の擁護 を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する。
	政策の 達成目標	
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	_
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税(法人税、登録免許税、印紙税、所得税)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	運営費交付金 3,990,447 千円(平成30 年度概算要求)の内数
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	運営費交付金は法人の円滑な業務運営のためのものであるが、税制上の措置は法人の公益性 に鑑み要望するもので、競合するものではない。
	要望の措置の妥当性	新設される業務において必要な事務が着実に行われるよう、従来から実施している業務と同様に税制上の所要の措置を講ずることが必要である。
	ページ	1—2

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	_
ページ	1—3